

理に従事する場合と比べて実質的な差異はありませんので、その食事の評価額の計算に当たっては、貴社が負担する直接材料費の価額のみによって計算して差し支えないものと思われます。

なお、会社が社内の食堂、調理場等の給食施設を給食業者に無償で使用させ、給食業者が自己の計算に基づいて主食、副食等の材料費の仕入を行うこととしている場合には、原則として、その給食業者から食事を購入したものと取り扱われますが、給食業者が会社に請求する材料費とその他の費用との内訳が適正かつ明確に区分されているときは、会社が自ら材料等を提供している場合に準じ、直接材料費の価額のみによって食事の価額を計算して差し支えないものと思われます。

### 3-5 社宅の賃貸料計算の基となる固定資産税課税標準額

**【問】** 社宅の賃貸料相当額は、固定資産税課税標準額を基に計算することとされていますが、この場合の固定資産税課税標準額とは固定資産税課税台帳等に登載された評価額と現実に賦課された固定資産税額に係る固定資産税課税標準額のいずれを指すのでしょうか。

**【答】** 社宅の賃貸料計算の基となる固定資産税課税標準額は、現実に賦課された固定資産税額に係る固定資産税の課税標準額をいいます。

固定資産税の課税標準額は、固定資産税課税台帳等に登載された価格(評価額)とされていますが、住宅用地や小規模住宅用地の場合の評価額は、特例によりそれぞれ3分の1又は6分の1に軽減されています。

このように軽減特例の適用がある場合に、賃貸料相当額の計算の基となる固定資産税課税標準額は、特例適用後の金額によって差し支えないかどうか問題となりますが、その住宅の所有者は、現に固定資産税の軽減を受けていること、社宅は使用人が自由に住む場所を選択できるものではないこと及び福利厚生的一面からも必ずしも実際の価値(評価額)にとらわれて賃貸料相当額を計算する必要はないと考えられます。

したがって、現実に賦課された固定資産税の課税標準額を賃貸料相当額計算の基礎として差し支えありません。

〔著者略歴〕

富 永 賢 一 (とみなが けんいち)  
現在、東京国税不服審判所国税審判官

平成23年版 源泉所得税

現物給与をめぐる税務

平成23年8月22日 印刷  
平成23年9月7日 発行

定価3,800円 (本体3,619円+税)  
(送料450円)

不 許  
複 製

著 者 富 永 賢 一  
〇〇大蔵財務協会理事長  
発行者 石 坂 匡 身

発行所 一般財団法人 大 蔵 財 務 協 会  
〔郵便番号 102-8335〕  
東京都千代田区三番町30番地2  
(販 売 部)TEL03(3265)4141・FAX03(3264)0524  
(出版編集部)TEL03(3265)4142・FAX03(3264)1706  
<http://www.zaikyo.or.jp>

乱丁、落丁の場合は、お取替いたします。  
I S B N 9 7 8 - 4 - 7 5 4 7 - 1 8 2 4 - 4

印刷 恵友社

平成23年版

源泉  
所得  
税

現物  
給与  
をめぐ  
る  
税務

富永賢一著

源泉所得税

現物給与をめぐ  
る  
税務

富永賢一著

平成23年版

